

《いじめ防止基本方針》

杉並区立高井戸中学校

☆指導の基本

- ・「いじめのない学校づくり」

生徒は

- ◇どんな理由があっても絶対にいじめを行ってはならない。
- ◇いじめに対して見て見ぬふりをしてはいけない。
- ◇いじめをやめさせたり、相談や通報したりすることは勇気ある正しい行いであることを理解する。

☆学校の責務

- ・自校の課題を把握し、教職員の意識を高め、組織として問題に取り組むことを常に心がける。
- ・実効性のある行動計画を作成する。

☆教職員の役割

- ・いじめが発見された際は、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・生徒にとって安全、安心な学校をつくり、環境整備をする。
- ・学校の取組を学校便りやHPに掲載して、保護者や地域住民にも発信する。



実効性のある防止策

☆校内体制

- ・いじめ防止委員会（校内委員会がその役割を負う）⇒週に1回
　校長、副校长、生活指導主任、各学年より2名
- ・地域いじめ対策委員会（地域委員会）⇒年3回（CS時）
　校長、副校长、教務主任、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとし、必要に応じて担任、PTA会長、学校評議委員やSSW等関係諸機関職員が参加する。
- ・いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のため、警察（スクールサポーター）等の関係機関との連携を図る。

☆解決策

《未然防止》

- ・充実した学校生活を送ることが出来るように、わかる授業づくりや活躍の場を生徒全員に与えることによって、将来の夢や目標をもつ生徒を増やす。
- ・人間関係づくり（コミュニケーション能力）⇒ソーシャルスキルトレーニング・構成的グループエンカウンターなどを取り入れ、校内に温かい人間関係を構築する。
- ・生徒会によるペイフォワード運動・幸せノートの活性化。呼びかけ。
- ・アンケート調査（年3回。「学校以外のこと」でも心配・不安・悩みごとがあつたら記入する。）
- ・学校評価アンケート（いじめ防止の取組を検証する項目を導入）
- ・日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見に努め、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組を行う。

《いじめの疑いに関わる情報があった時》

- ・すぐに会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有を行い、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定を行う。保護者との連携及び対応を組織的に実施する。

＜スクールサポーターの効果的な活動＞

- 学校が加害少年に指導する際の助言
- いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等
- 加害少年への注意指導・説諭

＜児童相談所と学校等の連携＞

- いじめ相談の種類、受付経路、援助の種類を示す。
- いじめ問題の背景に、生徒の非行や家庭の抱える問題などの要因が考えられる場合に協力を求める。（必要な場合）



（児童相談所への相談を進める場合）

- ・相談者が児童相談所の機能や、行っている援助などについて理解が必要。

＜いじめ防止対策の改善について＞

- ・効果的かつ継続的な、いじめに応じた「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」を図るために、様々な関係機関の評価等も参考にし、「杉並区立高井戸中学校いじめ防止基本方針」や「いじめ防止対策委員会」において具体的な対応について検討・改善を図る。

令和3年4月5日一部改訂